

第 53 号

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例
熊本県興行場法施行条例（昭和59年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 喫煙所を設ける場合は、当該喫煙所が、健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第1項に規定する厚生労働省令で定める技術的基準に適合すること。

第4条第2項第3号キを次のように改める。

キ 興行場の規模、入場者の定員等に応じ、興行場内の衛生を保持するために必要な数の便器が設けられていること。

第6条中「（保健所を設置する市にあっては、市長）」を削る。

附 則

- 1 この条例中第4条第2項第3号キ及び第6条の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和2年4月1日から施行する。
- 2 喫煙所を設ける場合において当該喫煙所につき健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第4条第1項の規定の適用があるときは、改正後の第4条第2項第2号の規定の適用については、同号中「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第1項に規定する厚生労働省令で定める」とあるのは、「健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）附則第4条第1項に規定する」とする。

（提案理由）

健康増進法（平成14年法律第103号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。